

中津市空き家利活用事業費補助金交付要綱

令和6年4月1日中ま暦第3号

改正

令和7年2月25日中ま暦第6号

(趣旨)

第1条 中津市空き家利活用事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、空き家バンク登録推進事業（家財処分）、空き家改修事業（以下「補助事業」という）に要する費用の一部を市が補助することにより、不動産の流通を促進するとともに市内へ移住を希望する者を支援し、空き家等の有効活用及び定住促進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク制度 中津市空き家バンク制度実施要綱（平成19年9月6日中津市告示第172号。以下「実施要綱」という。）第2条第5号に規定する制度をいう。
- (2) 空き家 実施要綱第2条第1号に規定する空き家バンク制度に登録された空き家又は空き家マッチングチーム（大分県が実施する空き家購入及び賃貸希望者の個別ニーズに沿ったオーダーメイドによる物件探索を行い、所有者等との円滑なマッチングを図るシステム）によりマッチングが成立した物件をいう。
- (3) 移住 県外の市区町村から市内へ転入を届け出ることをいう。ただし、職務上の転勤や出向、大学進学等による一時的な転入及びその他これらに類する転入は除く。

- (4) 住み替え 住み替えのための市外の市町村から市内へ転入を届け出ること及び市内で転居を届け出ることをいう。
- (5) 移住者等 県外の市区町村に住所を有する者で、移住した日から1年を経過していない者及び住み替えをした日から1年を経過していない者をいう。
- (6) 所有者等 成約前の空き家の所有者をいう。
- (7) 定住 補助事業完了後、市内に5年以上生活の拠点を置くことをいう。
- (8) 空き家バンク登録推進事業（家財処分） 所有者等が空き家及びその敷地内に散在する家財等の撤去、処分する事業をいう。
- (9) 空き家改修事業 移住者等又は所有者等が、空き家に居住するために必要な改修をする事業をいう。

（補助金の交付要件）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、第1号に定める全ての要件を満たし、かつ第2号から第4号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める全ての要件を満たす者とする。

（1） 各補助事業共通

- ア 対象者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。
- イ この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）について、当該交付年度内に完了すること。
- ウ 補助対象事業を活用した者に対する中津市からのフォローアップに協力をするこ
と。
- エ 市税の滞納がないこと。
- オ この補助金の交付の対象となる空き家の所有者等が移住者等の三親等以内でない
こと。

（2） 空き家バンク登録推進事業（成約前の場合）

- ア 家財処分後に市が運営する空き家バンクへ登録すること又は空き家バンク登録し
ている物件に係る家財を処分すること。

イ 家財等の処分に係る業者（法令の規定に基づき当該家屋家財等を収集、運搬又は処分することができる者、並びに委託することにより処分できる者に限る。以下「廃棄物処分業者等」という。）は、市内に事務所を有するものであること。

（３） 空き家バンク登録推進事業（成約後の場合）

ア 移住者等のうち、第６条の規定により補助金を申請する日時点で契約が完了し、及び移住又は住み替えを届け出た日から１年を経過していないこと。

イ 移住者等が職務上の転勤若しくは出向又は大学進学等による一時的な転入でないこと。

ウ 移住者等が定住を誓約できる者であること。

エ 廃棄物処分業者等は、市内に事務所を有するものであること。

（４） 空き家改修事業

ア 移住者等のうち、第６条の規定により補助金を申請する日時点で契約が完了し、及び移住又は住み替えを届け出た日から１年を経過していないこと。

イ 移住者等が職務上の転勤若しくは出向又は大学進学等による一時的な転入でないこと。

ウ 移住者等が定住を誓約できる者であること。

エ 成約後であること。

オ 空き家を賃借する移住者等が空き家の改修を行う場合は、当該改修をすること、賃借期間終了後の原状回復義務を免除すること及び買取請求権を放棄することについて所有者等が承諾していること。

カ 施工業者又は資材等の入手先が、市内に事務所を有する事業者であること。

キ いずれかの補助事業に係る補助金の交付を受けた移住者等（同じ世帯の者を含む。）で、市内の別の空き家に転居した者であっては、転居前の空き家に移住又は住み替えをした日から５年を経過していること。

（５） 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としてしない。

ア 不動産業又は、不動産貸付業のために売買・賃貸を行う者

(交付の対象及び補助率)

第5条 各補助事業に対する対象物件、補助率及び限度額は、別表1のとおりとする。補助対象経費は別表2のとおりとする。ただし、補助事業以外に国又は地方公共団体からの補助金が交付される場合は、当該補助に係る部分の経費を除くものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、中津市空き家利活用事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添え、これを市長に提出しなければならない。

(1) 空き家バンク登録推進事業

- ア 成約前の申請においては空き家バンク制度における空き家登録の申請書、成約後の申請においては空き家の契約に係る書類の写し
- イ 家財等の処分に係る見積書の写し
- ウ 現況写真
- エ 成約後の申請においては移住者等の住民票の写し（該当の空き家に転居する前の住所地が記載されているもの）
- オ 市税納付状況確認承諾書
- カ その他市長が必要と認める書類

(2) 空き家改修事業

- ア 成約に係る書類の写し
- イ 改修工事に係る見積書の写し
- ウ 現況写真
- エ 空き家を賃借する移住者等が空き家の改修を行う場合は、住宅改修承諾書
- オ 移住者等の住民票の写し（該当の空き家に転居する前の住所地が記載されているもの）
- カ 市税納付状況確認承諾書
- キ その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を申請することができるのは、第4条第2号から第4号までに掲げる補助事業ごとに、それぞれ同一の空き家及び同一の申請者（同じ世帯の者を含む。）に対して、1回を限度とする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定には、規則第5条第1項各号に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

（補助金対象事業の変更等）

第8条 補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかに該当するときは、中津市空き家利活用事業費補助金（変更・中止・廃止）申請書（様式第3号）に補助対象経費が確認できる書類を添えて、速やかにその旨を市長に届け出て、その承認を中津市空き家利活用事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により受けなければならない。

（1） 補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合（規則第5条第1項第1号に規定する軽微な変更（補助対象金額の2割以内の変更）を除く。）

（2） 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに中津市空き家利活用事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

（1） 領収書の写し又は支払ったことが確認できる書類

（2） 完成写真

（3） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、中津市空き家利活用事業費補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金は、前条の確定通知書により補助金の額が確定した後に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増した財産を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、財産処分等承認願（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する種類ごと（その種類につき構造若しくは用途又は設備の種類の区分が定められているものについては、その構造若しくは用途又は設備の種類ごと）に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、中津市空き家利活用事業費補助金返還命令書（様式第9号）により、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を命ずるときの補助金の返還割合は、次のとおりとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等やむを得ない事情があるものとして大分県知事及び市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還 次のいずれかに該当するとき。

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 補助事業完了後、3年未満に市外へ転出した場合

(2) 半額の返還 補助事業完了後、3年以上5年以内に市外へ転出した場合

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月25日中津市中ま暦第6号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した補助事業に係る第9条から第13条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 1 (第 4 条関係)

事業区分	対象物件	補助率	限度額
(1) 家財処分事業 (成約前)	空き家バンクに登録予定の物件又は登録している物件	補助対象経費全額	10 万円／物件
(2) 家財処分事業 (成約後)	空き家バンクに登録している物件かつ成約した物件	補助対象経費全額	10 万円／物件
(3) 空き家改修事業 (居住誘導区域内)	空き家バンクに登録している物件かつ成約した物件	補助対象経費の 1 / 2	50 万円／物件
(4) 空き家改修事業 (居住誘導区域外)	空き家バンクに登録している物件かつ成約した物件	補助対象経費の 1 / 2	30 万円／物件
(5) 空き家改修事業 (三光、本耶馬溪、耶馬溪、山国地域)	空き家バンクに登録している物件かつ成約した物件	補助対象経費の 1 / 2	50 万円／物件

備考

- 1 居住誘導区域とは、中津市立地適正化計画に定められた居住誘導区域のことをいう。

- 2 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てた額とする。別表2（第4条関係）

（1）空き家バンク登録推進補助金

補助対象経費	内容
所有者等による空き家及びその敷地内に散在する家財等の撤去、処分に要する経費	ごみ処理手数料
	ごみの収集・運搬にかかる費用
	廃棄物処理業者等への処分委託費用
	空き家敷地内の伐採した草木の運搬に係る費用
	仏壇・仏具等の撤去費用

（2）空き家改修事業補助金

補助対象経費	内容
外装工事	屋根、外壁等の改修
内装工事	内壁、床（畳）、天井等の改修
建具工事	戸、ふすま、障子、シャッター等の改修
設備工事	電気設備、ガス設備、空調設備等の改修
給排水工事	キッチン、洗面、トイレ、浴室等の改修
その他	柱の補修等
自身が行う改修	上記にかかる材料費